

宇和島地区広域事務組合訓令公表第5号

宇和島地区広域事務組合職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年5月7日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合訓令第5号

宇和島地区広域事務組合職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和3年5月7日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

宇和島地区広域事務組合職員の人事評価実施規程（平成31年訓令第8号）の一部を次のとおり改正する。

第7条第2項第3号中「ごと」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。